

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第25号

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定下水道工事業者規程の一部を次のように改正する。

第1条中「条例」を「公共下水道条例」に改める。

第1条の2第2号中「条例」を「公共下水道条例」に、「に基づき、」を「又は京都市特定環境保全公共下水道条例（以下「特環下水道条例」という。）第7条第2項に規定する」に改める。

第2条第1項中「条例」を「公共下水道条例」に改める。

第7条第2項第1号を次のように改める。

(1) 下水道に関する法令，条例，規則若しくは規程又はこの規程に違反したとき。

第11条第1項中「及び条例」を「，条例，規則及び規程」に改める。

第11条第2項第6号中「条例」を「公共下水道条例」に改め、「第5条第1項」の右に「又は特環下水道条例第7条第1項」を加える。

第15条中「及び」を「，規則若しくは規程又は」に改める。

第16条第1項中「条例、」の右に「規則及び規程並びに」を加える。

第17条第1号を次のように改める。

(1) 下水道に関する法令，条例，規則若しくは規程又はこの規程に違反したとき。

第27条中「第3条」の右に「又は京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則第3条」を加える。

第28条第1項中「工事」を「公共下水道条例第5条第1項に規定する排水設備工事」に改める。

第29条中「条例」を「公共下水道条例」に改める。

第30条中「条例」を「公共下水道条例」に改める。

様式第5号中「及び京都市公共下水道事業条例」を「，京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(上下水道局下水道部管理課)